

マネー・ローンダリング等防止方針

山梨信用金庫

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）防止を経営上の重要課題の一つに位置付け、マネロン等防止対策に関する方針を以下のとおり定め、一元的な内部管理態勢を構築いたします。

1. 管理態勢

当金庫は、マネロン等防止対策に関して、経営陣の主導的な関与の下、代表理事の中からマネロン等防止にかかる統括責任者を定めるとともに、本部内に管理部署等を設置するとともに役割および責任を明確にし、組織として適切に対応できる管理態勢を整備します。

2. マネロン等リスクの特定・評価・低減措置（リスクベース・アプローチ）

当金庫は、商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域および顧客属性等の当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定・評価し、そのリスクに見合った低減措置を速やかに講じます。

3. 取引時確認

当金庫は、取引時確認にあたっては、法令等に基づき対応するほか、別に定める「マネロン等対策に係る対応方針」ならびに事務規程等に基づき適切な措置を講じます。

4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、「マネロン等対策に係る対応方針」に定める疑わしい取引または日常の取引モニタリングの結果を検証し、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、監督官庁に対して疑わしい取引の届出を直ちに行います。

5. 役職員の研修等

当金庫は、マネロン等防止に係る各種業務が適切に遂行できるよう役職員への研修や外部研修を継続的に実施し、役職員の知識習得、役割に応じた専門性・適合性の向上のほか、マネロン等防止の意識の醸成に努めます。

6. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等防止対策の実効性について、定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

以 上